

北海道トゥレット障害支援の会会則

(名 称)

第1条

この会は、北海道トゥレット障害支援の会と称する。

英文では、Association of Supporting tourette's disorder Patients in Hokkaido JAPAN
と表示する。

(所在地)

第2条

この会を次の所在地に置く。

北海道美唄市東四条南6丁目3番28号

(設立年月日)

第3条

この会の設立年月日は2016年7月1日とする。

(目 的)

第4条

この会は、北海道地方において、トゥレット障害（トゥレット症候群）とその併発症を持つ患者・家族およびそれに係る医療・教育・福祉などの専門家ならびに一般市民との情報交換・連携を通して、病気の正しい理解の促進、原因究明・完治のための研究への協力および患者・家族を支援する活動を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第5条

この会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) トウレット障害およびその併発症に係る情報の収集・提供活動
- (2) トウレット障害およびその併発症に係る、専門家による調査・研究への協力活動
- (3) トウレット障害およびその併発症に係る人々および一般市民を対象とした、交流会・講演会・シンポジウム等の開催 活動
- (4) トウレット障害およびその併発症に係る人々・他団体との交流・連携・協力活動
- (5) その他、この会の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第6条

この会の構成員は、会の趣旨に賛同し、別に定める書面により入会の意思表示をし、会費を納入した者によって構成される。

(入会)

第6条

- (1) 会員の入会について、特に条件は定めない。
- (2) 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。
- (3) 代表は、前項の申し込みのあったとき、正当な理由のない限り、入会を認めなくてはならない。
- (4) 代表は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第7条

会員は、毎年一定時期に別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条

会員は別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条

会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 法令、この会の会則に違反したとき。
- (2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(3) 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に弁明の機会を与えることができる。

(拋出金品の不返還)

第11条

会員がその資格を喪失する場合、既に納入した年会費その他の拋出金品は、返還しない。

(機関・議決)

第12条

この会の議決を行う機関として、会員総会をおく。

会員総会は会員で構成し、会員総数の1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

会員総会は代表が招集するものとし、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。

1. 年度事業計画及び予算
2. 年度事業報告及び決算の承認
3. 役員を選任
4. 本会の解散、合併に関する事項
5. 会員の除名に関する事項
6. その他、本会の運営に関する重要事項。

(役員)

第13条

この会に次の役員をおく。

- | | |
|----------|--------------|
| 代表（1名） | 本会を統括し代表する。 |
| 副代表（若干名） | 代表を補佐する。 |
| 監事（1名以上） | 役員職務執行を監査する。 |

(任期等)

第14条

- 1 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のためまたは増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

(事業年度)

第15条

この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(財産の管理)

第16条

この会の会計処理および管理方法は会員総会が定める。

(会則の改正)

第17条

会則の改正は会員総会において会員の2/3以上の賛成をもって決する。

(細 則)

第18条

この会則に定めのない事項およびこの会則の実施に必要な細則は、会員総会で定める。

(雑 則)

第19条

この会則は、2016年 7月 1日から施行する。